



平成19年12月19日

各位

会社名：株式会社 **パトライト**

(コード：6825 東証第1部、大証第1部)

代表者名：代表取締役社長 植田 和憲

問合せ先：管理本部長 宇野 康成

(TEL：06-6763-8008)

### 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成19年12月19日開催の取締役会において、当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（買付け等の期間：平成19年11月15日から平成19年12月17日まで。決済日：平成19年12月26日。以下「本公開買付け」といいます。）の結果、当社の親会社となった株式会社福寅（以下「福寅」といいます。なお、公開買付者の有限会社福寅は公開買付成立後、平成19年12月18日に株式会社に組織変更いたしました。）の完全子会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施する方針を決定いたしました。

当社は、本完全子会社化手続に際して必要となる当社の定款一部変更等（下記2.をご参照ください。）についてご承認をいただくための臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会（いずれも平成20年2月22日開催予定）の基準日を、平成20年1月4日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本完全子会社化手続の目的

福寅は、本公開買付けの結果、本公開買付け前に保有しておりました2,801,760株とあわせ、当社普通株式17,183,468株（総株主の議決権の数に対する所有割合：94.97%（平成19年3月期の有価証券報告書の総株主の議決権数（207,966個）に本公開買付けを通じて取得する予定のない自己保有に係る単元未満株式(54株)を除いた247,200株に係る議決権数2,472個を加算した210,438個を基準に算出しています。）を保有するに至りました。

福寅は、平成19年11月14日付け当社プレスリリース（「当社株式及び新株予約権に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」）でもご報告しておりますとおり、当社が、堅固な事業基盤に基づく安定的な収益基盤を確保し、中長期的視野のもと安定的かつ継続的な発展を実現する

ため、本完全子会社化手続により、当社を完全子会社化して上場廃止とすることを企図しております。

当社といたしましても、上記プレスリリースにおいてご報告しておりますように、厳しい経営環境に柔軟かつ大胆に対応し、短期的な業績の変動に左右されることなく、従来以上に、抜本的な施策や機動的な経営戦略を迅速に遂行する体制を整備するため、本完全子会社化手続により、非公開化を実施する必要があるとの結論に至っております。

## 2. 本完全子会社化手続の要旨（予定）

当社は、本完全子会社化手続を実施するため、当社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること、当社の定款の一部を変更し、当社の普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設すること、並びに 会社法第171条及び上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社が全部取得条項を付した普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の株主から当社全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社種類株式を交付すること、を実施する予定です（以下、上記 ないし を総称して「本定款一部変更等」といい。上記 ないし を個別に「本定款一部変更等 」ないし「本定款一部変更等 」といいます。）本定款一部変更等を実施するため、当社では、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会を開催し（いずれも平成20年2月22日開催予定）、臨時株主総会に本定款一部変更等を、当社普通株主による種類株主総会には本定款一部変更等 を、それぞれ付議する予定です。

本定款一部変更等 においては、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、福寅以外の当社の株主に対して当社が交付する当社種類株式が、1株未満の端数となる比率で当社種類株式を交付することを予定しておりますので、本定款一部変更等が実施された場合には、当社は福寅の完全子会社となる予定です。

また、本定款一部変更等 に関連して1株に満たない端数の処理として福寅以外の当社全部取得条項付普通株式の株主に対して交付される現金の金額は、本公開買付けにおける買付価格（1株当たり1,250円）を基準に算出される見込みであり、原則として、公開買付けにかかる買付価格に相当する金額が交付されることとなるような方法を採用する予定です。

本定款一部変更等において、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式の種類及び数は未定です。決定次第、証券取引所等を通じて速やかに開示いたします。

なお、当社全部取得条項付普通株式の全部の取得と引換えに、当社が交付する当社種類株式については、東京証券取引所または大阪証券取引所において上場申請は行わない予定です。

当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定めを新設する定款の変更（本定款一部変更等 ）に関しては、当該定款変更反対する当社普通株式の株主は、会社法第116条及び第117条に基づい

て、当社に対し、その有する普通株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ、一定の場合には裁判所に対して価格決定の申立てをすることもできます。また、当社全部取得条項付普通株式の全部を取得する株主総会決議がなされた場合（本定款一部変更等）には、当社の株主は、会社法第172条に基づき、裁判所に対して、全部取得条項付普通株式の当社による取得の価格の決定の申立てをすることもできます。

本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所及び大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式にかかる株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日（平成20年2月22日開催予定）の翌日から整理銘柄へ指定された後、上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

### 3. 本完全子会社化手続の日程等

#### (1) 本完全子会社化手続の日程の概略（予定）

取締役会決議（基準日設定）	平成19年12月19日（水）
基準日（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会）	平成20年1月4日（金）
取締役会決議（臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集）	1月22日（火）
臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催	2月22日（金）
整理銘柄への指定	2月23日（土）
株券提出手続の開始日（株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付）	2月25日（月）
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	3月19日（水）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	3月21日（金）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び種類株式交付の基準日	3月26日（水）
株券提出の期限	3月27日（木）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び種類株式交付の効力発生日	3月27日（木）

上記日程は、平成20年2月22日に臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会の開催を前提とした現時点における予定であり、今後、日程又は手続が変更され、又は追加されることがあります。

#### (2) 本完全子会社化手続後における当社の株式にかかる株券の上場廃止に関する事項

当社普通株式にかかる株券は、臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会開催日（平成20年2月22日開催予定）の翌日から整理銘柄へ指定された後、上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

#### 4. 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集の開催

##### (1) 臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日の設定

当社は、平成20年2月22日開催予定臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため、平成20年1月4日を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主といたします。

公告日 平成19年12月20日

基準日 平成20年1月4日

公告掲載方法 電子公告(当社ホームページに掲載します。)

<http://www.patlite.co.jp/>

##### (2) 当社普通株主による種類株主総会のための基準日の設定についての補足説明

当社は、上記臨時株主総会において、本定款一部変更等の議案を付議する予定です。当社は、同臨時株主総会において本定款一部変更等が承認されますと、会社法上の種類株式会社発行会社(会社法第2条第13号)となります。そして、本定款一部変更等の定款変更を行うためには会社法第111条第2項第1号により、当社普通株主による種類株主総会の決議が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものです。上記基準日設定公告日現在において、当社は種類株式会社ではありませんが、上記のとおり、平成20年2月22日開催予定の臨時株主総会において種類株式会社となることが予定されており(本定款一部変更等)、当社普通株式を全部取得条項付普通株式に変更するためには、普通株主による種類株主総会の決議が必要となります(本定款一部変更等)ので、当該普通株主による種類株主総会において権利を行使することのできる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

なお、全部取得条項付普通株式に変更される予定の株式は、上記基準日設定公告日現在において当社の発行しているすべての株式であることから、基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主のすべてが、当社普通株主による種類株主総会の基準日設定のための公告の対象となります。

#### 5. その他

##### (1) 本完全子会社化手続後の予定

本完全子会社化手続による、商号・事業内容・本店所在地・代表者・資本金の変更はありません。

##### (2) 本完全子会社化手続による業績への影響の見通し

本完全子会社化手続による当社の連結及び単体業績への影響は想定しておりません。

以上